



石垣市の農業を支援しよう!



認定農業者で確かな将来設計を!!

認定農業者ってなに?

農業にやる気と意欲があり、職業として農業に取り組んでいる農業者や農業法人、あるいはこれから農業経営を営もうとする者を石垣市が認定し、関係機関・団体が重点的に支援措置を講じようという制度です。平成5年に制定された「農業経営基盤強化促進法」で創設されました。

「効果的安定的な農業経営」を目指す

農業に従事している農家や法人等が、他産業並みの労働時間により年間所得を確保できるような経営感覚に優れた経営体を「効果的かつ安定的な農業経営」と言います。

石垣市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定めた、年間労働時間約2000時間以内、所得約350万円を目標とします。

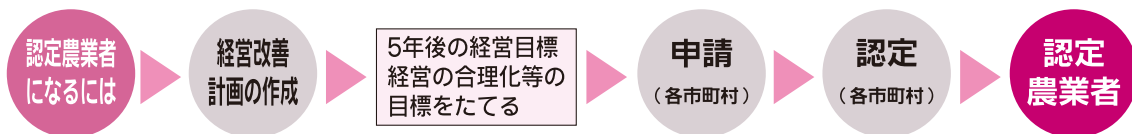
認定農業者の 対象者は?

- ・男性、女性の別は一切問いません。
- ・兼業農家や新規就農をめざす農家も対象。
- ・農地を持たない畜産や施設園芸なども対象。
- ・家族経営協定を締結した夫婦、後継者なども対象。
- ・農業経営を営む法人など。



認定農業者になるための手続きは

自らの経営の状況を点検し、5年後の経営目標と達成に向けた方策を経営規模や所得、労働時間を数字で表した「農業経営改善計画」を作成し、農業経営を営んでいる、あるいは営もうとする市町村に申請します。なお、農業経営改善計画の書き方、経営内容の分析、経営目標の認定と達成に向けて市町村、農業委員会、八重山農林水産振興センター農業改良普及課、担い手育成総合支援協議会がサポートします。



※認定農業者の認定期間は5年間です。認定切れになる前に再認定を受ける必要があります。

● 認定農業者になるとこんなメリットがあります! ●

- 1 経営改善支援** 経営相談や指導、経営診断等によるバックアップ
- 2 低利資金の融資** スーパーL資金、農業近代化資金等 (農地や機械施設投資等のための長期資金)
- 3 農用地利用集積の促進** 農業委員会が**利用権設定等を調整**することにより、認定農業者に対する利用集積を促進
- 4 農業者年金保険料の助成** 農業者年金の特例保険料適用による**保険料の助成措置**

問い合わせ先 石垣市農林水産部農政経済課 ☎ 0980-82-1307